

# 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター財産管理規程

制 定 平成19年4月1日

最終改正 令和4年4月1日

## (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人鳥取県産業技術センター(以下「センター」という。)の業務の用に供する財産の取得及び維持管理並びに処分(以下「管理等」という。)に関する基準を定め、適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

## (適用範囲及び他規程との関係)

第2条 財産の管理等については、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター会計規程(以下「会計規程」という。)及びその他関係法令に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

## (財産の管理体制)

第3条 財産の管理等に係る業務を行うため、センターに総括財産管理者及び財産管理者(以下「財産管理者等」という。)を置く。

- 2 総括財産管理者は、総務部長をもって充てる。
- 3 財産管理者は、各庁舎ごとに次のとおりとする。

区 分	管理者職名
総務部	総務部長
企画・連携推進部	
電子・有機素材研究所	電子・有機素材研究所長
機械素材研究所	機械素材研究所長
食品開発研究所	食品開発研究所長

- 4 理事長は、財産管理に関して必要に応じ分任の担当者を設置することができる。

## (小額物品)

第4条 財産管理者は、会計規程第42条の規定により資産に計上しない財産のうち、業務の運営上第1条の規定に準じて管理すべき別に定める物品については、固定資産に準じた取扱いを行うものとする。

## (財産の使用)

第5条 センターの役職員以外の利用者(以下「センター利用者」という。)は、善良なる管理者の注意義務をもってこれを管理し、又は使用しなければならない。

- 2 センター利用者は、使用する財産を亡失し、又は損傷した場合は、財産管理者に報告しなければならない。
- 3 センター利用者は、財産管理者の許可なくセンターの業務目的以外の目的のために財産を使用してはならない。
- 4 財産管理者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合において必要と認めるときは、前項の許可をすることができる。この場合において、財産の管理等のために必要な指示をし、又はその使用について条件を付すことができる。

- (1) センターの業務に支障を及ぼさないこと。
- (2) 財産の管理上支障がないこと。
- 5 前項の許可に係る事務手続きは、別に定める。

(財産の取得)

第6条 この規程において財産の取得とは、購入、現物出資、寄附(譲与)、交換等をいう。

2 財産管理者は、土地又は建物(附帯設備、附帯構築物を含む。)を取得しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、総括財産管理者を経て理事長の承認を得なければならない。

- (1) 件名
- (2) 必要とする土地又は建物の概要
- (3) 必要とする理由
- (4) 取得時期、場所、経費
- (5) その他必要な事項

3 財産管理者は、前項の承認があった場合、会計規程第4条で規定する契約担当者取得手続きを指示するものとする。

4 センターの役職員は、第2項で規定するもの以外の財産を取得しようとするときは、同項各号に準じた内容を明らかにして、財産管理者の承認を得て、契約担当者に申請するものとする。

(財産の取得認識)

第7条 財産の取得日は、財産が納入され検査が完了し、かつ業務の用に供した日をもってする。

2 財産を購入によって取得した場合には、購入代価に購入手数料、運送費、荷役費、備付費、試運転費等の付随費用を加えて取得価格とする。

(管理台帳の作成等)

第8条 財産管理者は、前条に規定する財産の取得を完了したときは、固定資産管理台帳又は小額物品管理台帳への登録を行わなければならない。

2 総括財産管理者は、前項により台帳に登録された財産について整理番号を付すとともに管理ラベルを作成し、財産管理者に配布するものとし、財産管理者は当該ラベルを対象財産に貼付するものとする。

(現物出資)

第9条 理事長は、現物出資を受け入れたときは、速やかに当該出資財産の内容を総括財産管理者及び所管する財産管理者に通知するものとする。

(財産の寄附)

第10条 財産管理者は、財産の寄附を受ける場合には、理事長の承認を得なければならない。

2 次に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず財産管理者の承認により寄附を受けることができる。

- (1) 機械及び装置、工具器具備品、図書、美術品・収蔵品の寄附を受ける場合で、公正な評価額が50万円未満の場合

- (2) 科学研究費補助金により取得した財産の寄附を受ける場合
- 3 財産を贈与された場合は、時価等を基準として公正に評価した額をもって取得価格とする。

(財産の交換)

第11条 財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、交換することができる。

- (1) 交換によらなければ必要とする財産を取得することができないとき。
  - (2) 交換によって財産を取得することが有利であるとき。
  - (3) その他理事長が必要と認めるとき。
- 2 自己所有の財産との交換により財産を取得した場合は、交換に供された自己財産の適正な簿価をもって取得価格とする。
- 3 交換により取得する財産の価額が交換により供出する財産の価額より小額であるときは、その差額を相手方から受け取るものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、交換のために供する自己財産が地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第44条第1項に定める重要な財産(以下「重要財産」という。)である場合は、理事長は、鳥取県知事へ認可の申請を行うものとする。

(資本的支出と修繕)

第12条 財産の改良及び修繕のために支出した金額のうち、当該財産の価値を高めたり、耐用年数を延長させるものと認められる部分に対する金額は、資本的支出として当該財産の取得価格に算入する。

- 2 財産の改良及び修繕のために支出した金額のうち当該財産の通常の維持管理のため、又はき損した財産につきその状況を回復するために要した部分の金額は、修繕費として処理する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、改良及び修繕に係る支出が50万円未満の場合には、修繕費として処理する。

(建設仮勘定)

第13条 財産の建設又は製作途中における当該建設又は製作のために支出した金額は、建設仮勘定により整理することとする。

- 2 前項の規定により整理した支出金額は、当該財産を業務の用に供したときに、遅滞なく当該科目に振替なければならない。

(財産の維持管理)

第14条 財産管理者は、センターの財産の状態、使用状況等を把握し、常に良好な状態で使用できるように努めなければならない。

- 2 財産管理者は、建物、施設、設備等の清掃、美化等を行い、これらを常に清潔に保つよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 財産管理者は、施設、設備等において法令上必要な環境整備や有資格者配置等を行わなければならない。
- 4 財産管理者は、センター財産の維持管理上必要があると認める場合は、その全部又は一部について使用、立ち入り等の制限又は禁止をすることができる。

(財産の設置等)

第15条 センター利用者は、財産管理者の許可なく財産を設置又は移動若しくは撤去(以下「設置等」という。)してはならない。

2 財産管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合に、前項の許可をすることができる。

(1) 研究業務等を遂行するにおいて、当該財産を設置等することがやむを得ないと認められる場合であり、業務完了後、原状回復が可能なとき。

(2) 老朽化等に伴い、財産を継続して使用するに耐えないと判断される時。

(3) 利用者がセンターへの寄附を前提に財産を設置するとき。

3 前項の許可に係る事務手続きは、別に定める。

4 センター自らが設置等する場合を除き、財産の設置等に要する費用は、センター利用者が負担するものとする。

#### (財産の無償譲渡)

第16条 理事長は、センターの業務に支障がないと認められる場合には、財産を無償譲渡することができる。

2 財産の無償譲渡に関する事務手続き等は、別に定める。

#### (財産の処分)

第17条 使用することができない、又は使用する必要がなくなった財産は、これを売却し又は除却することができる。

2 センター利用者は、管理又は使用する財産等を使用する必要がなくなったとき、又は使用することができなくなったときは、財産管理者へその旨報告するものとする。

3 財産管理者は、前項の報告を受けたときは、当該財産の状況、他所での使用の可否、今後の業務計画を調査し、使用することができない、又は使用する必要がなくなったと判断されたときは、当該財産を売却又は除却することができる。

4 財産管理者は、前項の規定により財産を売却しようとするときは、会計規程に定める所管の契約担当者に事務手続きを命ずるものとする。

5 財産管理者は、財産を売却し、又は除却したときは、速やかに総括財産管理者に報告するものとする。

#### (重要財産の処分等)

第18条 財産管理者は、重要財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは総括財産管理者を経て、理事長の承諾を得なければならない。

2 理事長は、前項の承諾をしようとするときは、鳥取県知事の認可を受けなければならない。

#### (有形固定資産の実査)

第19条 財産管理者は、有形固定資産について定期的に調査を行い、管理状況の適否及び固定資産台帳の記録の正否を実地に確かめ、その結果を総括財産管理者に報告しなければならない。

2 財産管理者は、前項の調査により、固定資産台帳と現品の照合に差異を認めたときは、その原因を調査し総括財産管理者に報告するものとする。

3 総括財産管理者は、前項の報告に基づき、台帳記録又は現品管理の処理を命ずるものとする。

(借入れ財産)

第20条 センターが借り入れる財産については、この規程を準用するものとする。

(施設を利用した物品の販売等)

第21条 センター利用者は、財産管理者等の許可なく、センターの建物内又は敷地内で物品の販売、宣伝その他これに類する行為(以下「物品の販売等」という。)をしてはならない。

2 財産管理者等は、次の各号のいずれかに該当する場合に、前項の許可をすることができる。

- (1) センターとの共同研究又は委託業務等にかかる成果を公表し、又は宣伝する目的で行うもの。
- (2) センターの支援により製品化、若しくは商品化されたものを普及宣伝する目的で行うもの。
- (3) センターが主催するイベント等に参加するとき。
- (4) その他財産管理者等が必要と認めるとき。

3 第1項の許可は、実施期間、実施場所及び実施に関し必要な条件を指定した上で行うものとし、事務手続きについては、別に定めるものとする。

(財産の貸付け)

第22条 財産管理者等は、別に利用に関する規程の定めがある場合を除き、業務に支障がないと認められるときには、財産を貸し付けることができる。

- 2 前項の貸付は、1年以内の期間において許可するものとする。ただし、財産管理者等が必要と認める場合は、1年を超えて貸し付けることができるものとする。
- 3 前項ただし書きの場合において、建物その他の財産については、5年以内の期間貸し付けることができる。
- 4 前2項に規定する貸付期間は、更新することができる。
- 5 財産の貸付は、原則有償とする。なお、算定基準等は別に定める。

(貸付の手続き)

第23条 前条の規定による財産の貸付の事務手続きは、別に定める。

- 2 財産管理者は、前項により財産の貸付を行ったときは、総括財産管理者に報告するものとする。

(貸付の基準)

第24条 前条における貸付の基準は、次の掲げる場合とする。

- (1) センター利用者への利便性向上のため、飲料物の自動販売機、現金自動設備等を設置する場合
- (2) 通信、水道、電気又はガス供給事業その他公共事業の用に供するため、やむを得ないと認められる場合
- (3) 次のいずれかに該当し、貸付期間が一時的であり、かつ使用目的が営利を目的としない場合
  - ア 公共的な講演会、研究会等のために使用させる場合
  - イ 交通事情の見地から警察署の要請があり、地方公共団体又は公共的な団体(町内

会等を含む。以下同じ。)に敷地の一部を駐車場として使用させる場合  
ウ 国、地方公共団体又は公共的な団体が主催する催物の会場として使用させる場  
合

(4) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に  
供する場合

(5) その他、理事長が必要と認める場合

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に理事長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年11月18日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から適用する。